

令和6年4月1日以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取り扱いについて

令和6年4月1日以降、コロナワクチンの救済制度につきましては、「接種日」「定期接種か否か」によって制度が異なりますのでご注意ください。

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、**令和6年4月1日以降**ですか？

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか？

※定期接種…以下の対象者に対し、毎年秋冬期間に1回市町村が主体として実施するものをいう。

〈対象者〉

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「臨時接種及びA類疾病の定期接種」として**川崎市**に申請

はい

予防接種健康被害救済制度の「B類疾病の定期接種」として**川崎市**に申請

いいえ

医薬品副作用被害救済制度で**(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)**に申請

申請先

川崎市に請求…川崎市予防接種コールセンター

044-200-0144

PMDAに請求…医薬品副作用被害救済制度相談窓口

0120-149-931